



多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書（以下「協定書」という。）第9条の規定により、多摩地域ごみ処理広域支援体制（以下「広域支援体制」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、協定書において使用する用語の例による。

(対象事業)

第3条 広域支援体制の対象事業は、市町村等のごみ処理施設等において行う中間処理業務とし、家庭系の可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの処理を原則とする。

(広域支援協議会)

第4条 協定書第8条の規定により設置する多摩地域ごみ処理広域支援協議会（以下「広域支援協議会」という。）は、東京都市町村清掃協議会及び三多摩清掃施設協議会の各々の協議会の会員の互選により選出された各3名の合計6名以内の会員をもって構成する。

2 広域支援協議会の会員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(職務)

第5条 広域支援協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市町村等からのごみ処理に係る計画書の集約及び報告に関すること。
- (2) 支援の調整に関すること。
- (3) 支援に係る実績報告及び集約に関すること。
- (4) 関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) 広域支援体制の拡充の検討に関すること。

(会長及び副会長)

第6条 広域支援協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、広域支援協議会の会員の互選により選出する。
- 3 会長及び副会長の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 4 会長に事故あるとき及び第10条第1項の要請を行う市町村等と会長が所属する市町村等とが同一の市町村等であるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第7条 広域支援協議会の会議は、会長が招集する。

2 広域支援協議会の会議の座長は、会長が務める。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に広域支援協議会の会員以外の市町村等その他関係団体の職員の出席を求めることができる。

4 広域支援協議会の会議で決定した事項については、会長が市町村等に周知し、市町村等の責任において遵守しなければならない。

(事務局)

第8条 広域支援協議会の事務局は、会長が所属する市町村等に置く。

(計画書の提出)

第9条 市町村等は、毎年4月10日までに清掃工場定期点検等計画書(様式1)を広域支援協議会会長に提出するものとする。

(支援の調整)

第10条 支援が必要な事態が生じた市町村等は、速やかに広域支援協議会会長に多摩地域ごみ処理広域支援要請書(様式2)を提出し、支援の要請を行うものとする。

2 広域支援協議会は、前項の要請に基づき、支援が必要なごみ量及び期間、運搬に係る距離及び経路を勘案するなど、円滑で合理的な支援を考慮し、調整を行うものとする。

(契約の締結)

第11条 市町村等は、協定書第7条の規定により委託契約を締結する場合は、当事者間において速やかに書面をもって行うものとする。

(実績の報告)

第12条 市町村等は、支援を実施した場合は、委託者より多摩地域ごみ処理広域支援実績報告書(様式3)を翌年度4月末日までに、広域支援協議会会長に提出するものとする。

2 広域支援協議会会長は、前項の報告書を取りまとめ、東京都市町村清掃協議会会長及び三多摩清掃施設協議会常任幹事に報告するものとする。

(疑義が生じた場合)

第13条 この要綱に定めのないこと又は定められたことに疑義が生じた場合は、広域支援協議会で協議するものとする。

- 2 前項の規定により協議した結果、協定書第3条に規定のない事態が発生した場合の支援にあつては、東京都市町村清掃協議会及び三多摩清掃施設協議会を開き、支援の必要性を認定したのち、支援可能な市町村長等の同意をもって、暫定的な支援を行うことができる。
- 3 前項の暫定的な支援とは、相互扶助の観点から協定書の枠組みを越え、緊急避難的に可能な限り支援を行うことをいう。
- 4 第2項の支援の実施による処理に係る費用は、当事者間で協議の上決定するものとする。

(この要綱の改正)

- 第14条 この要綱の改正は、市町村等の提案により、広域支援協議会の協議を経て、これを行うことができる。
- 2 前項の規定により協議した結果、東京都市町村清掃協議会及び三多摩清掃施設協議会での協議が必要と認めるときは、両協議会に要請して、当該改正の内容について協議するものとする。

附 則

この要綱は、平成6年9月9日から施行し、施行日以降に発生した広域支援から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年3月28日から施行し、施行日以降に発生した広域支援から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年1月29日から施行し、施行日以降に発生した支援から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、施行日以降に発生した支援から適用する。

様式1

発第 号
年 月 日

広域支援協議会会長 殿

部長（局長） 印

多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱第9条の規定に基づき、別紙のとおり 年度清
掃工場定期点検等の計画書を提出します。

様式2

多摩地域ごみ処理広域支援要請書

発第 号
年 月 日

広域支援協議会会長 殿

部長（局長） 印

多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおりごみ処理広域支援をお願いいたします。

記

- 1 ごみ処理施設 可燃ごみ処理施設 不燃・粗大ごみ処理施設
- 2 支援を要請する事由
- 3 支援予定処理量 t/日（可燃 t/日 不燃・粗大 t/日）
（搬入車両 トン車 台）
- 4 支援予定期間 年 月 日から 年 月 日頃まで
- 5 連絡先

担当部課	
担当者	
電話番号	

様式3

年度 多摩地域ごみ処理広域支援実績報告書

発第 号
年 月 日

広域支援協議会会長 殿

部長（局長） 印

多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 委託先

- (1) 団体名
- (2) 施設名

2 委託期間

年 月 日から 年 月 日（ 日間）

3 種類及び委託料

- (1) 可燃ごみ t
- (2) 不燃ごみ t
- (3) 粗大ごみ t

4 残渣の処分

委託側 受託側

5 連絡先

担当部課	
担当者	
電話番号	